

せいれい訪問看護ステーション佐倉重要事項説明書 (訪問看護サービス)

訪問看護サービスの提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人住所地	静岡県浜松市中央区元城町2 1 8 番地 2 6
代表者氏名	理事長 青木 善治
電話番号・FAX 番号	電話：053-413-3300 FAX：053-413-3314

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護ステーション
事業所の名称	せいれい訪問看護ステーション佐倉
所在地	〒285-8765 千葉県佐倉市江原台2－3 6－2
開設年月	平成22年1月1日
電話番号・FAX 番号	電話番号：043-486-0022 FAX 番号：043-486-0022
管理者氏名	所長 竹澤 英恵
介護保険事業者番号	事業所番号：1264290094
指定年月日	平成22年1月1日
サービス提供する通常の実施地域	当ステーションから半径12km 圏内 (四街道市、印西市、酒々井町の一部)

3. 営業日および営業時間

受付時間	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く 午前8時30分から午後5時
サービス提供時間	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く 午前8時30分から午後5時 希望する利用者には、24時間連絡体制がある

4. 職員の概要（主に従事たる職員）

管理者（看護師） 1名
保健師・看護師又は准看護師 常勤換算方法2. 5名以上となる員数
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 実情に応じた適当数を配置
業務の状況に応じて、職員数は増減する事があります。

5. 訪問看護ステーションの概要

（1）事業の目的

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指す。

（2）運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

（3）指定訪問看護ステーションの内容

項 目	内容・方法など
訪問看護ステーション計画の作成	利用者の希望、主治医の指示及び、心身の状況をふまえて、訪問看護計画を作成します。
訪問看護計画に添ったサービスの提供	懇切丁寧に行うことを旨とし、常に利用者の病状および心身の状況等の把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
記 録	サービス計画に従ったサービスの実施状況及び、評価を訪問看護録に記録します。
利用者または家族への説明および指導	計画の目標および内容、その実施状況や評価について説明します。また訪問看護の観点から療養上必要となる事項について指導等を行います。
居宅サービス計画等の変更の援助	居宅サービスの実施状況を居宅支援事業者に報告する等、連絡やサービスの調整に努めます。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション中心の訪問看護は、看護業務の一環として看護職員の代わりに行う訪問であるため、訪問看護計画書・報告書の作成にあたり、看護職員による定期的な訪問・評価が必要となりました。そのため理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のみの定期訪問以外に看護職員による定期訪問が必要となります。

6. 利用料金

別紙(P3)に定めます。

1. 基本利用料（看護師・理学療法士・作業療法士）（各種保険により負担額が異なります）

- * 健康保険・後期高齢者医療などに基づき **1割～3割の自己負担金**を徴収させていただきます。
- * 各種公費負担が適用となる場合は、自己負担が減額または免除されます。
- * 実際の請求額には、小数点以下の処理により誤差が生じる場合があります。

（★：当事業所にて算定している療養費）

該当	基本項目	回数・要件など		料 金	ご利用者様負担額(概算)		
					1割負担	2割負担	3割負担
★	訪問看護基本療養費(Ⅰ) *1 (週の日数は日曜日を起点)	看護師	週3日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		別表七、八「特別指示書」のみ	週4日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		理学療法士・作業療法士		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
★	訪問看護基本療養費(Ⅲ) *2	入院中の外泊時の訪問(原則1回)		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
★	訪問看護管理療養費 *3	月の初日		7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
★		2日目以降	1	3,010 円	301 円	602 円	903 円
			2				
		訪問の都度(1回につき)		2,510 円	251 円	502 円	753 円

*1:「訪問看護基本療養費(Ⅰ)」

指定訪問看護を受けようとする利用者様に対して、その主治医からの「訪問看護指示書」および「訪問看護計画書」に基づき、訪問看護ステーションの看護師などが訪問看護を行った場合に算定されます。(週3日まで)

＜週4日以降の訪問が可能な場合＞

- ①「厚生労働大臣が定める疾病等別表第七、八」に掲げる方 ②「特別訪問看護指示書」が発行された方

*2:「訪問看護基本療養費(Ⅲ)」

退院後に訪問看護を受けようとする入院患者様が、在宅療養に備えて一時的に外泊をする際に、その主治医からの「訪問看護指示書」および「訪問看護計画書」に基づき、訪問看護ステーションの看護師が訪問看護を行った場合に算定されます。

- ①入院中1回 ②「厚生労働大臣が定める疾病等別表第七、八」に掲げる方は、2回まで

*3:「訪問看護管理療養費」

指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されており、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行った場合に訪問の都度算定されます。

訪問看護管理療養費	1	当ステーションと同一敷地内における建物の居住者であるものが締める割合が 7割未満 であること。 イ:「厚生労働大臣が定める疾病等別表第七、八」に該当する利用者様の実績が月に 4件以上 を有すること
	2	当ステーションと同一敷地内における建物の居住者であるものが締める割合が 7割以上 であること又は、当該割合が、7割未満であって、「1-イ」に該当しないこと。

2. 各種加算料金

(★：当事業所にて算定している加算)

該当	加 算 項 目				料 金	ご利用者様負担額(概算)				
						回数・要件など	1割負担	2割負担	3割負担	
★	特別管理加算Ⅰ	*4	月1回			5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	
	特別管理加算Ⅱ					2,500 円	250 円	500 円	750 円	
★	24時間対応体制加算	*5	イ	月1回 (要登録)		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
			ロ			6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円	
★	緊急時訪問看護加算 (主治医の指示により)	*6	月14日目まで			2,650 円	265 円	530 円	795 円	
			月15日目以降			2,000 円	200 円	400 円	600 円	
★	夜間(18時－22時)・早朝(6時－8時)訪問看護加算					2,100 円	210 円	420 円	630 円	
	深夜(22時－翌6時)訪問看護加算 (1日につき) *7					4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
★	難病等複数回訪問加算 (別表第七・八、「特別指示書」の方)	*8	イ	1日2回目の訪問	(1日につき)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
			ロ	1日3回目の訪問		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
★	複数名訪問看護加算	*9	訪問者		算定回数	算定対象				
			イ 看護師＋他の看護師等		週1回	①②③	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			ロ 看護師＋准看護師		週1回	①②③	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
			ハ 看護師＋看護補助者		週3回	③④⑤	3,000 円	300 円	600 円	900 円
			ニ 看護師＋看護補助者		制限なし	①② 一日に1回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
						①② 一日に2回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
			①② 一日に3回	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円			
★	長時間訪問看護加算(90分以上) (別表第八の方、「特別指示書」の方)		*10	週1回 (小児は、週3回)		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
★	訪問看護ターミナルケア療養費1		*11	1回		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
★	退院時共同指導加算		*12	退院時指導:1回 (別表第七・八の方、2回)		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
★	さらに、特別管理指導加算		*13	別表第八(特別管理加算)の方		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
★	退院支援指導加算		*14	医師の指示で退院日の訪問が必要な方、 別表第七・八の方		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
	90分を超える指導を行った場合			複数回の合計が90分超の場合も含む (別表第八の方、「特別指示書」の方)		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
★	訪問看護情報提供療養費3 (訪問看護情報提供療養費1,2,3)		*15	月1回		1,500 円	150 円	300 円	450 円	
★	在宅患者連携指導加算		*16	月1回算定(月2回以上、文章など共有)		3,000 円	300 円	600 円	900 円	
★	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算		*17	月2回		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
★	訪問看護医療DX情報活用 加算		*18	月1回		50 円	5 円	10 円	15 円	
★	訪問看護ベースアップ 評価料	*19	Ⅰ	月1回	ベースアップ加算Ⅱは、国 が定めた基準により18区 分あり、変動する場合あり	1,830 円	183 円	366 円	549 円	
			Ⅱ			40～1,040 円	4～104 円	8～208 円	12～312 円	
★	訪問看護物価対応料1	*20	イ	月の初日の訪問の場合		60 円	6 円	12 円	18 円	
			ロ	月の2回目以降の訪問の場合		20 円	2 円	4 円	6 円	
	訪問看護遠隔診療補助料		*21	月1回		2,650 円	265 円	530 円	795 円	
	訪問看護医療情報連携加算		*22	月1回		1,000 円	100 円	200 円	300 円	

＜特掲診療料の施設基準等 別表第七・別表第八＞

医療保険の対象者（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 ＜基準告示2の1＞）

特掲診療料の施設基準等・別表第七に掲げる疾病などの者

別表第七	1 末期の悪性腫瘍	10 多系統萎縮症	15 脊髄性萎縮症
	2 多発性硬化症	・ 線条体黒質変性症	16 球脊髄性筋萎縮症
	3 重症筋無力症	・ オリーブ橋小脳萎縮症	17 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
	4 スモン	・ シャイ・ドレーガー症候群	18 後天性免疫不全症候群
	5 筋萎縮性側索硬化症	11 ブリオン病	19 頸椎損傷
	6 脊髄小脳変性症	12 亜急性硬化性全脳炎	20 人工呼吸器を使用している状態
	7 ハンチントン病	13 ライソゾーム病	
	8 進行性筋ジストロフィー症	14 副腎白質ジストロフィー	
	9 パーキンソン病関連疾患		
	・ 進行性核上性麻痺 ・ パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって、生活機能障害度分類がⅡ度またはⅢ度のものに限る) ・ 大脳皮質基底核変性症		

＊4:「特別管理加算Ⅰ、Ⅱ」

医療保険「特別管理加算」の対象者（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 ＜基準告示2の1＞）

特掲診療料の施設基準等・別表第八に掲げる者

別表第八	特別管理加算Ⅰ	一	在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 気管カニューレを使用している状態にある者 留置カテーテルを使用している状態にある者	5,000 円 / 月
		二	在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 <u>在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者</u>	2,500 円 / 月
		三	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者	
		四	真皮を超える褥瘡の状態にある者	
		五	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	
	特別管理加算Ⅱ			

* 5:「24時間対応体制加算」

利用者様又はその家族からの電話等により看護に関する意見を求められた際に、常時対応できる体制をとり、緊急時に訪問看護を必要に応じて行う体制を整えている。

また、24時間対応体制における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

負担軽減内容	イ	① 夜間対応に関わる勤務の連続回数が2連続(2回)まで
		② 電話等による連絡および相談を担当する支援体制の確保
	ロ	「イ」以外の場合
		当ステーションでは、「イ」の2項目にて看護業務の負担軽減の取組みを行っております。

以上の体制が整備されている評価に伴い、緊急連絡や緊急訪問がなくても、一月につき1回加算されます。

* 6:「緊急時訪問看護加算」

利用者様又はその家族からの求めに応じて、その主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に訪問看護を実施した場合に、加算されます。

* 7:「夜間・早朝・深夜訪問看護加算」

利用者様又はその家族からの求めに応じて、夜間や早朝、深夜に訪問看護を行った場合に、それぞれの所定額が加算されます。

* 8:「難病等複数回訪問加算」

1日に複数回の訪問看護を実施した場合に加算されます。(3回目／日まで)

①「厚生労働大臣が定める疾病等 別表第七、八」に掲げる方 ②「特別訪問看護指示書」が発行された方

* 9:「複数名訪問看護加算」

1人の看護師等による訪問看護が困難な場合に、次の①～⑤に規定する利用者様に対して同時に複数の看護師等や看護補助者による訪問看護が必要な場合、利用者様又はその家族の同意を得た上で加算されます。

☆「看護師等」:保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

算定対象	①「厚生労働大臣が定める疾病等 別表第七、八」に掲げる者
	②「特別訪問看護指示書」に係る指定訪問看護を受けている者
	③ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損故意などが認められる者
	④ 利用者様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者 (看護補助者のみ)
	⑤ その他利用者様の状況などから判断して、①～④までのいずれかに準ずると認められる者 (看護補助者のみ)

* 10:「長時間訪問看護加算」

長時間(90分超)に渡る訪問看護を行った場合に、週1回加算されます。(15歳未満の小児は、週3回)

①「厚生労働大臣が定める疾病等 別表第八」に掲げる方 ②「特別訪問看護指示書」が発行された方

* 11:「訪問看護ターミナルケア療養費1」

在宅で亡くなられた利用者様において、死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上の(退院日の療養上必要な指導を1回に含む)指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制を行った場合に加算されます。(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で亡くなられた方含む。)

* 12:「退院時共同指導加算」

入院中または入所中に退院にあたり当ステーションの看護師等が医療スタッフ等と共同で在宅での療養生活に必要な指導を行い、その内容を文章により提供し退院又は退所後の初回の訪問看護を行った場合に加算されます。

①「厚生労働大臣が定める疾病等 別表第八」に掲げる方、2回

* 13:「特別指導管理加算」

特別な医療処置、管理が必要なご利用者様へ退院時共同指導を行った場合に、「退院時共同指導加算」に更に加算されます。

①「厚生労働大臣が定める疾病等 別表第八」に掲げる方

* 14:「退院支援指導加算」

- 1) 当ステーションの看護師が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合、加算されます。
- ①「厚生労働大臣が定める疾病等 別表第七、八」に掲げる方 ②主治医が退院日の訪問が必要であると認められた方
- 2) 長時間の訪問を要する方に対して指導を行った場合にあっては、1回の「退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の訪問による合計時間が90分を超えた場合に限り、初日の訪問日に加算されます。
- ①「厚生労働大臣が定める疾病等 別表第八」に掲げる方 ②「特別訪問看護指示書」が発行された方
- 但し、利用者さまが退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われる前に再入院あるいは亡くなられた場合においては、再入院日若しくは亡くなられた日に加算されます。

* 15:「訪問看護情報提供療養費」

利用者様の同意の上で、利用者様に提供したサービスに関する情報を文章にて関係各所へ提供した場合に、月1回加算されます。

訪問看護情報提供療養費	1	利用者の居住地を管轄する市町村又は、都道府県からの求めに応じて。(別表第七、八の方)
	2	当該義務教育の諸学校の求めに応じて。(別表第七、八の方。15歳未満の小児)
	3	保険医療機関(入院時)等。

* 16:「在宅患者連携指導加算」

在宅にて療養中のご利用者様で通院困難な方について、利用者様またはその家族などの同意を得て、月2回以上医療関係職種間で文書等により、共有された情報をもとに、利用者様又はその家族に対して指導を行った場合に、月1回加算されます。

* 17:「在宅患者緊急時等カンファレンス加算」

在宅で療養中のご利用者様の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、ご利用者様に関わる医療関係職種等が共同で行い、利用者様やその家族などに対して指導を行った場合、月2回を限度に加算されます。

* 18:「訪問看護医療DX情報活用加算」

居宅同意取得型のオンライン資格確認のシステムが導入されることを踏まえ、初回訪問時などに利用者様の診療情報・薬剤情報を取得、活用して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供した場合、月1回加算されます。

* 19:「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(Ⅱ)」

看護職員、その他の医療関係職種について、ベースアップ改善を実施するため、新たな評価として、月1回加算されます。

* 20:「訪問看護物価対応料1」

「サービスの質を維持・向上させるための費用」として、医療資材などの価格高騰に対応するため、『物価対応料』が新設されました。月の初日や訪問回数に応じて加算されます。

* 21:「訪問看護遠隔診療補助料」

緊急時に医師がオンラインで診療を行う際、患者の自宅に訪問した看護師が医師の指示のもとで、その診療を補助する行為の評価に対して、月1回加算されます。

* 22:「訪問看護医療情報連携加算」

情報通信技術(ICT)を用いて多職種間(5カ所以上)で利用者様の診療情報やケアの記録を共有・活用し、在宅療養を支援する体制を整えることにより、利用者様への一貫性のある質の高いケアを提供した場合、月1回加算されます。

注:「医療保険適用対象外」の訪問の場合は、「有償訪問」となります。(次ページ参照)

3. その他の実費(税込)

実 費	項 目		料 金
	その他の利用料	利用者の選定による、訪問看護サービスを日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)に行った場合（営業日以外の訪問）	1訪問につき 3,000円(税込)
		交通費等	訪問車両・バイク・自転車・徒歩（往復）
		公的交通機関(電車・バス・タクシーなど)	実 費
		有料駐車場利用時の駐車料金	実 費
	その他	日常生活に必要とされる介護用品・衛生材料費など	実 費
		指定訪問看護と連続して行われる、死後の処置料	10,000円(税込)
	キャンセル料	体調の変化による急な受診以外での無連絡キャンセル	報酬分の10割

6-2 訪問看護サービスの費用（有償訪問）

2024.11.15～

せいれい訪問看護ステーション佐倉

有償訪問は、「介護保険、医療保険適用対象外」でのサービスとなり、利用者の希望により、当ステーションから看護師を派遣し看護ケアを行うサービスです。

サービスの内容	ご利用料金	
	時 間	料 金
● 介護保険・医療保険適用対象外の訪問 例) - 施設入所中で介護、医療保険による訪問看護ができない場合 - 外出のため看護師の付き添いを希望する場合 - 訪問時間が1時間30分を越えた場合	平 日	
	8:00 ～ 18:00	¥5,000 / 30分毎
	6:00 ～ 8:00	¥6,000 / 30分毎
	18:00 ～ 22:00	
	22:00 ～ 6:00	¥7,000 / 30分毎
	土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日	
	8:00 ～ 18:00	¥6,500 / 30分毎
	6:00 ～ 8:00	¥7,500 / 30分毎
	18:00 ～ 22:00	
	22:00 ～ 6:00	¥8,500 / 30分毎
● 交通費(往復分)	¥50 /km	

7. 苦情申し立て先

内 容	別紙約款 10 条の内容に関係すること。
対応時間	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 ただし、国民の祝日および 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く
申し立て先	せいれい訪問看護ステーション佐倉 電話 043-486-0022 管理者 所長 竹澤 英恵

行政機関その他の申し立て先

佐倉市役所 高齢者福祉課 介護給付保険班	所在地：佐倉市海隣寺町 9 7 番地 電 話：043-484-6174 受付時間：8:30～17:15 (年末年始・土日祝除く)
四街道市役所 高齢者支援課 賦課給付係	所在地：四街道市鹿渡無番地 電 話：043-388-8300 受付時間：8:30～17:15 (年末年始・土日祝除く)
印西市役所 高齢者福祉課 介護認定給付班	所在地：印西市大森 2364 番地 2 電 話：0476-33-4624 受付時間：8:30～17:15 (年末年始・土日祝除く)
酒々井町役場 健康保険課	所在地：印旛郡酒々井町中央台 4 丁目 11 番地 電 話：043-496-1171 (内線 131・132) 受付時間：8:30～17:15 (年末年始・土日祝除く)
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	所在地：千葉県稲毛区天台 6-4-3 電 話：043-254-7428 受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00 (年末年始・土日祝除く)
千葉県庁 千葉県健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室 訪問看護に関する相談窓口	所在地：千葉市中央区市場町 1-1 電 話：043-223-3885 FAX：043-221-7379 千葉県ホームページ：訪問看護に関する相談窓口 URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/soudan/houmonkangosoudanmadoguchi.html E-Mail:ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp

8. 利用者の留意事項

項 目	内 容
訪問スケジュールの変更	利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、できるだけ早めにご連絡を下さい。当日朝まで連絡がない場合、予定していた報酬分の10割を請求させていただきます。ただし、利用者の容態の急変など緊急やむをえない事情がある場合には、その限りではありません。また、緊急時対応等により、当ステーションから時間、曜日変更をお願いする場合がありますので、御了承ください。
緊急連絡体制	安心して在宅療養をしていただく為に、24時間を通し連絡ができる体制を取っています。その為には申し込みが必要で、一定額の利用料金が必要です。
金品の管理や訪問時、もてなしの辞退	年金の管理や、金銭の貸借などの取り扱いは出来ません。また訪問時職員に対する贈り物や飲食のもてなしも、ご遠慮いたします。

9. その他（駐車場について）

訪問看護ステーションでは、軽自動車でお宅へ伺います。駐車出来る場所を確保していただけるようご配慮いただければ助かります。

尚、場所の確保が困難でコインパーキング駐車の場合は、滞在した時間分の料金を、徴収させていただきます。御了承下さい。

訪問看護サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

2026 年 6 月

令和 年 月 日

所在地 〒285-8765 千葉県佐倉市江原台2-36-2

電 話 043-486-0022

社 会 福 祉 法 人 聖 隷 福 祉 事 業 団
名 称 せいれい訪問看護ステーション佐倉

説明者

この重要事項説明書は 2010 年 1 月より実施するものとする。

2012 年 4 月 1 日改定

2016 年 4 月 1 日改定

2017 年 4 月 1 日改定

2018 年 4 月 1 日改定

2019 年 5 月 1 日改定

2019 年 10 月 1 日改定

2020 年 2 月 1 日改定

2020 年 4 月 1 日改定

2021 年 4 月 1 日改定

2021 年 10 月 1 日改定

2024 年 3 月 1 日改定

2024 年 6 月 1 日改定

2024 年 11 月 15 日改定

2026 年 6 月 1 日改定

訪問看護サービス利用「重要事項説明書」同意書 (医療保険)

せいいい訪問看護ステーション佐倉を利用するにあたり、せいいい訪問看護ステーション佐倉「重要事項説明書」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意いたします。

社会福祉法人 聖隷福祉事業団
理事長 青木 善治 様

せいいい訪問看護ステーション佐倉
所 長 竹澤 英恵 様

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 :

氏 名

<代理人>

(代筆者)

氏 名

印

ご本人との関係

訪問看護サービス利用「重要事項説明書」同意書 (有償訪問)

せいれい訪問看護ステーション佐倉の介護保険、医療保険外の有償訪問看護サービスを利用するにあたり、せいれい訪問看護ステーション佐倉「重要事項説明書」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意いたします。

社会福祉法人 聖隷福祉事業団
理事長 青木 善治 様

せいれい訪問看護ステーション佐倉
所 長 竹澤 英恵 様

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 :

氏 名

<代理人>

(代筆者)

氏 名

印

ご本人との関係
